

県会
兵保医協加古川
高砂
支部ニュース

No. 225

2013年9月25日

発行

兵庫県保険医協会 加古川・高砂支部

(連絡先) 神戸市中央区海岸通一丁目十三
神戸フコク生命海岸通ビル五階
電話〇七八(三九三)一八〇一

訪問点滴注射の請求方法などを解説

加古川・高砂支部が「在宅医療点数研究会」を開催

加古川・高砂支部は、9月7日、加古川商工会議所で在宅医療点数研究会(医科対象)を開催、医師、看護師、医事スタッフなど65人が参加した。

副支部長の西村正二先生が講師を務め、加古川地域における在宅医療の現状などについて報告を行った。

在宅医療点数では、往診と訪問診療の違い、看護師による訪問点滴注射の算定方法、施設入所者に対する算定制限、在宅療養支援診療所の施設基準など、在宅医療に関する保険請求の基本から具体的な事例まで解説。

国による「入院から在宅への政策のもと、強化型在宅療養支援診療所・支援病院が創設され、連携などにより要件を満たした医療機関では、往診料の計算や訪問診療料の在宅ターミナルケア加算、在宅時医学総合管理料などで高い点数が算定できることになっている。また、特

別養護老人ホームなどの施設入所者に対して、在宅医療を提供するケースも増えており、請求方法や算定制限などが非常に複雑になつてしているとした。

参加者からは、「訪問診療料におけるターミナルケア加算と

看取り加算の違いは?」「グループホーム入居者に対する訪問診療料等の算定方法は?」などの具体的な質問が出された。



西村先生が在宅医療の現状など報告

* *

Q1 当院では在宅で点滴注射が必要な患者に対して、訪問看護ステーションの看護師に訪問点滴の指示を行っているが、点滴の手技料及び薬剤料は算定できるのか。

A1 看護師による点滴注射の手技料は算定できませんが、薬剤料については、「在宅患者訪問点滴注射管理指導料」の算定要件を満たせば算定できます。

「在宅患者訪問点滴注射管理指導料」は、在宅において、医療保険による訪問看護を受けている通院困難な患者で、在宅での療養を担う医師の診察に基づき週3日以上の訪問点滴注射の指示を行う必要を認めた患者に対して1週につき60点が算定できます。

薬剤料は、レセプト「33その他」の注射の項で請求し、在宅患者訪問点滴注射管理指導料に係る注射薬である旨の訪点と摘要欄に記載します。

Q2 点滴指示が週2日の場合、「在宅患者訪問点滴注射管理指導料」は算定できるのか。

A2 週3日以上の指示を行わないと算定できません。したがって、点滴注射に使用した薬剤料も算定できず、患者から実費徴収することも認められていません。

Q3 介護保険の訪問看護を行っている患者に対して訪問点滴注射を行った場合でも算定できるのか。

A3 介護保険の訪問看護は対象とならず、点滴注射に使用した薬剤料も算定できません。ただし、急性増悪等により特別訪問看護指示が出された場合は、医療保険による訪問看護で請求しますので、その場合は算定対象となります。

世界に誇る国民皆保険制度を守ろう!

加印社会保障推進協議会第13回総会を開催

加古川・高砂支部が加盟している加印社会保障推進協議会(会長・岡部桂一郎支部長)の第13回総会が7月27日、加古川市立勤労会館で開かれ、医療関係者や商工団体、住民組織の代表など20人が参加した。

記念講演では川西敏雄協会副理事長が、「TPPが医療におよぼす影響」と題して講演。

川西先生は、協会が作成した「政策パンフレット TPPが医療を壊す」をもとに、日本がTPPに参加した場合に国民生活への影響がどのように出るのかを、各国の医療費の対GDP比などの国際比較も示しながら、わかりやすく解説。

講演の中で、TPPに参加することにより、①混合診療が解禁され、医療の格差が生まれ、安全性が崩される、②株式会社

による病院参入で、非営利・公益とされている医療が儲けの対象となる、③薬代が高くなり、医薬品の安全性も不安になる、④外国人医師が日本に来ることで、医療水準を維持できるかが不透明になる、など医療への影響について、詳しく述べた。

また、TPP参加の危険性として、いったん規制緩和を行うこと元に戻れないという「ラチエット条項」が盛り込まれていて、投資先の国の施策や規制によって、不利益を被つたと企業や投資家が判断すれば、裁判に訴えることができる「ISD条項」が含まれていることを指摘。仮に日本政府や地方自治体が患者の自己負担を軽減した場合、米国の民間保険会社が、民間医療保険の販売が縮小することを理由に、日本政府に対しても、損害賠償請求を行うこと

もできるため、日本の国民皆保険制度の根本が崩壊の危機に曝される危険性があると警鐘を鳴らした。最後に、日本の社会保障関連費はOECD諸国でも最低ランクにあるため、大企業の社会責任を果たさせることにより、社会保障の充実と雇用拡大、賃金を引き上げて経済の活性化をはかるべきであると締めくくった。



川西副理事長がTPPの問題点を解説

加古川・高砂支部 第31回支部総会のご案内
《記念講演》

査定・減点を減らすレセプト請求の留意点

本年度の支部総会を下記の要項で開催いたします。
今回の記念講演は、「支払基金における審査の現状」と題して、縦覧・突合点検が実施されて以降、審査の状況がどのように変化しているのか、最近の査定の傾向、知っておくべきレセプト請求の留意点などについて元支払基金職員の南鉄雄氏にご講演をいただきます。

日程 11月9日(土)午後3時15分~
場所 加古川商工会議所
(加古川プラザホテルと隣接)

◆総会議事 午後3時15分~3時45分

◆記念講演 午後4時~5時30分

『支払基金における審査の現状』

講師 全基労・前中央執行委員長

元支払基金兵庫支部職員 南 鉄雄 氏

◆懇親会 午後5時40分~7時

※いずれも参加は無料。どなたでもご参加可能です。

◇お問い合わせは

協会事務局 078-393-1803まで